

各委員からの統計法施行状況報告に関する意見(産業関連統計関係部分)

- 第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
 (1) サービス活動に係る統計の整備

【本文】		【今後の施策の方向性等についての基本的な考え方】 (平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書)
ア 現状・課題等	イ 取組の方向性	
<p>経済のサービス化の進展は、この60年間の最も大きな変化の一つであるが、今やGDPの7割を占めるに至ったサービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況が極めて不十分であると指摘されている。複数府省の所管にまたがるサービス活動に係る統計は、分散型統計機構の下で、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。このような問題意識の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)など、累次の閣議決定等でサービス活動に係る統計の整備が繰り返し明記されてきた。</p> <p>こうした中、総務省は四半期別GDP速報を始めとする各種経済統計の精度向上等に資することを目的として、平成20年7月から、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査を開始した。また、平成20年に新たに創設された経済構造統計も、サービス産業全体の状況を把握することに大きく寄与することが期待されている。</p>	<p>このようにサービス活動に係る統計の整備は着実に進展しているものの、今後とも一層の推進が必要である。このため、本計画においては、数多くあるサービス活動に係る統計に関する課題の中から、以下の四点を中心とした取組を行う。第一に、高度化する情報通信サービスの実態は、府省の垣根を越えた新たな統計を作成することで、網羅的に把握する必要があることから、情報通信サービスに関する統計の整備を図る。第二に、技術立国を目指す我が国にとって、知的財産活動に関する統計の充実や高度利用は欠くことができないことから、知的財産活動に関する統計の整備を図る。第三に、生産量と価格の測定が困難なサービス活動について、将来の望ましい統計作成に向けた研究が必要であることから、サービス活動を適切にとらえるための検討を行う。第四に、企業組織が多様化する中で、企業内部及び企業グループ内でのサービス活動や外部委託の状況などを明らかにする統計が重要となることから、企業のサービス活動に関する統計の整備について検討する。</p> <p>今後、これらの諸課題について着実に対応するとともに、その他のサービス活動に係る統計の整備に向けての課題についても、長期的な取組を行う。</p>	<p>サービス活動に関する統計の整備 ○ サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当たっては、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向で更に検討すべきか、第3次産業活動指数等への利用をも考慮して迅速性をどう確保していくかなど積極的に検討を進めていく必要がある。 ○ また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されていることを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービス産業動態統計調査等との関係整理が必要である。関係整理に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。</p> <p>企業活動に関する統計の整備 ○ 今後、経済活動を把握する際には、把握単位としての企業及び企業グループが重要な役割を果たすこととなると思われることから、関係府省は、平成25年中頃に公表が予定される平成24年経済センサス-活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を中心に、既存の統計調査の再編・整理により、サービス産業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検討することが望ましい。 ○ なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。</p>

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
1 (p8)	第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成23年5月)が行われた。同答申の中で、平成28年経済センサス-活動調査に対応した年次推計等の抜本的な見直しを今後の課題として指摘されていることから、これら課題について府内に設けたPTを中心に検討を行った。【内閣府】 ○ 産業関連統計の体系的整備については、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより、同年6月に設置。以下、「検討会議」という。)において、平成24年3月末までの検討状況等(各府省における産業関連統計に係る検討状況を含む。)を、検討報告書として取りまとめた。経済構造統計の1回目の調査結果の検証がまだ行われておらず、経済構造統計の今後の在り方についても流動的であることから、現状では経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の全体的な議論ができないこと、体系的整備の視点が多数あるためこの視点から体系的に整備するかを絞りこめないこと等、現時点において継続的な検討が困難であることを踏まえ、上記検討報告書を持って産業関連統計全体に係る体系的整備の検討結果とし、今後は、具体的な課題ごとに検討していくこととする。【以上総務省】 	実施可能	平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに結論を得るべく検討を進めていく。	<p>【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 将来の経済センサスのあり方の検討 ○ 府省の役割分担と、経済センサス-活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査(サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等)などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないか。 ○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら各府省の課題として進めることが望ましいのではないか。 ・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないか。 ○ サービス産業の構造や動態を統一的に把握するよう努めるべきではないか。</p>
58 (p28)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(反称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成22年を目途として実施する。	実施済は妥当(一部のみ)。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成24年度調査の結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。	<p>【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 府省の役割分担と、経済センサス-活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査(サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等)などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないか。 ○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら各府省の課題として進めることが望ましいのではないか。 ・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないか。</p> <p>【委員意見】 複数府省にまたがる広義のサービス業に関する統計体系の統一、または企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大によって、広義のサービス産業の構造を統一的に把握することに必要がある。</p>

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点を勘案して確認・留意すべき点等
59 (p28)	ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成21年度から検討する。	次年度以降の審議対象とする。	○ 通信利用動向調査については、平成22年度から調査対象数を増やし、世帯調査の都道府県別表章や情報通信分野の利用実態に即したきめ細やかな分析が行えるよう、必要な標本数を確保した調査設計としている。また、平成22年調査及び平成23年調査において都道府県別の表章を実施し、調査結果を公表(平成23年5月18日及び平成24年5月30日)するとともに情報通信白書等に掲載した。	実施済	—	
63 (p28)	エ 企業のサービス活動(組織内活動と外部委託)に関する統計の整備	○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成23年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報、収益内訳等について調査する。さらに、その結果を平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成23年度以降実施する。		○ 平成21年経済センサス-基礎調査(平成23年12月確報公表)の結果で把握した純粋持株会社の全てを対象として、常時従業者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報及び収益内訳等を調査することについて検討した結果、平成25年度から純粋持株会社実態調査を実施することとした。 ○ また、その結果を平成26年実施予定の経済センサス-基礎調査で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせて、持株会社のグループ活動を明らかにすることについては、引き続き検討する。	実施予定(一部)及び実施可能(一部)	平成25年純粋持株会社実態調査については、平成25年夏に調査を実施し、調査結果の公表は年度末を予定している。	【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 企業グループ内の企業間取引の実態把握の検討

【別表(関連事項)】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点を勘案して確認・留意すべき点等
188 (p80)	別紙3 将来の基幹統計化について検討する統計	【サービス産業動向調査】 調査開始(平成20年7月から)以降3年程度をかけて、調査方法の検討、蓄積したデータに基づいて推計方法、欠測値補充方法等の検討を行った上で、基幹統計化について結論を得る。	総務省	平成23年度を目途に結論を得る。		○ 調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補充方法等の検討を行った結果、平成25年1月以降の調査について、一部企業等調査を導入するなど見直しを行った。基幹統計化については当面見送り、見直し後の調査の状況等を踏まえて、引き続き検討することとしている。	実施可能	平成25年1月以降の月次調査及び年次調査を着実に実施し、検討のための調査実績を蓄積していく。基幹統計化については、調査実績も踏まえて検討すべき事項であるため、その結論を得る時期について現時点で明言することとは困難。	【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ サービス産業の構造や動態を統一的に把握するよう努めるべきではないか。
189 (p80)		【通信・放送産業基本調査、放送番組制作実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成22年を目途に実施する。	実施済は妥当(一部のみ)。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成23年度調査の結果については、速報結果を平成23年12月20日に、確報結果を平成24年3月23日に公表し、平成24年度調査の調査結果については、速報結果を平成24年10月31日に、確報結果を平成25年3月22日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。	実施済(一部)及び実施可能(一部)	基幹統計化については、引き続き検討。	【今後の審議に当たって留意すべき事項】 ○ 府省の役割分担と、経済センサス-活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査(サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等)などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないかと。 ○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら各府省の課題として進めることが望ましいのではないかと。 ・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないかと。
193 (p82)		【第3次産業活動指数(加)】 一次統計の整備及び推計手法の高度化によって、精度向上が図られれば、基幹統計化を検討する。	経済産業省	平成24年度を目途に結論を得る。		○ 第3次産業活動指数(3次指数)の基幹統計化に向けた「3次指数の精度向上」については、速報差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法を検証するとともに、速報の公表を早期化するための試行運用を行うなど、精度向上等に向けた取組を実施した。 ○ 基幹統計化に向けては、今後、27年度に次回基準改定を予定しており、精度向上、ユーザー利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図ることとした。	実施可能	○ 平成25年度から従来より1日公表を早期化し、ユーザーの利便性を向上させる。 ○ 引き続き、24年度に実施した調査研究の結果を検証し、速報差が比較的大きいデータ系列を中心に推計方法の検証・見直し、採用データの見直しでカバレッジを上げ、精度向上に努める。 ○ 次回基準改定(27年度予定)に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図るための検討を行う。	